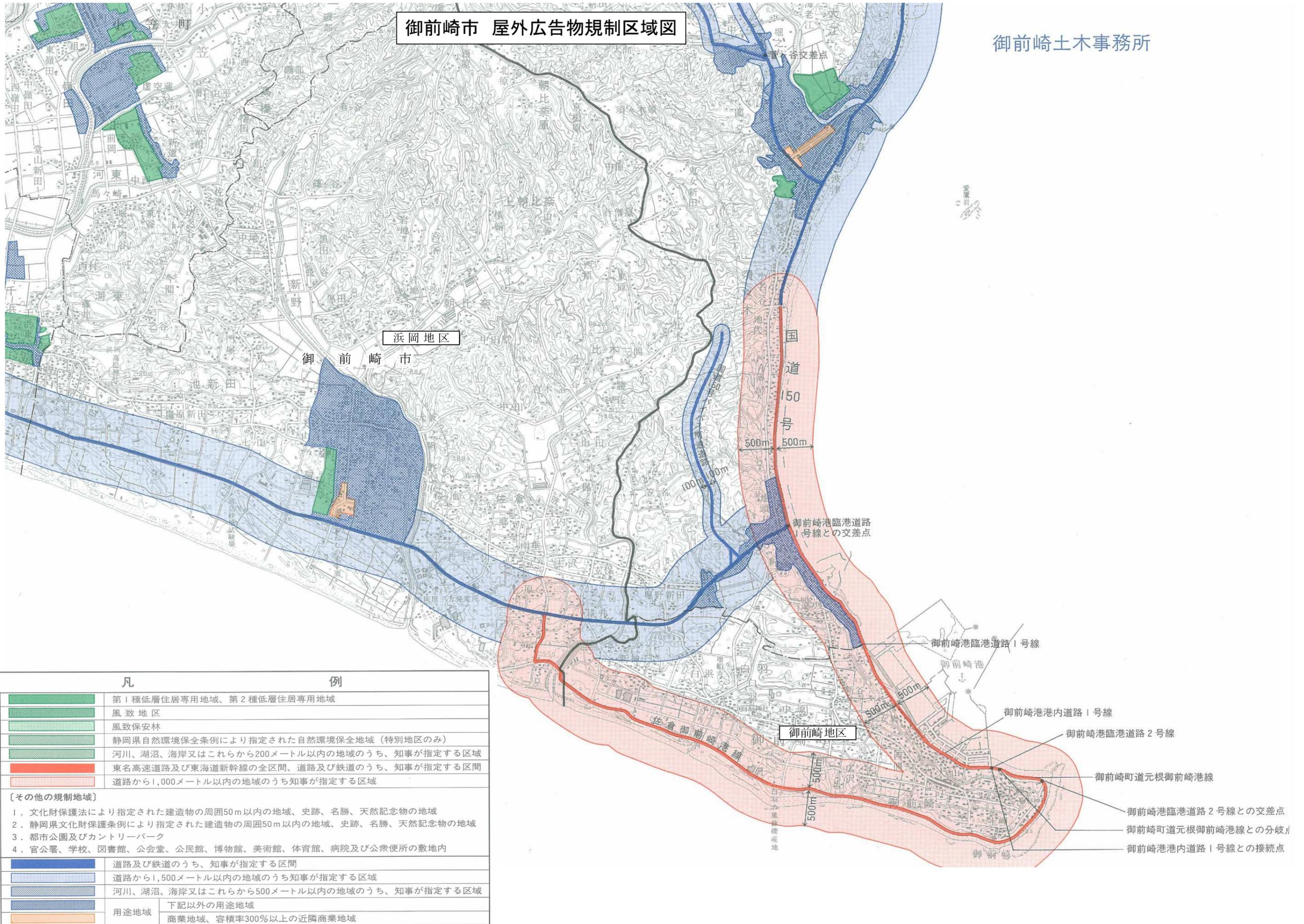


# 御前崎市 屋外広告物規制区域図

御前崎土木事務所



凡 例		
	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域	
	風致地区	
	風致保安林	
	静岡県自然環境保全条例により指定された自然環境保全地域（特別地区のみ）	
	河川、湖沼、海岸又はこれらから200メートル以内の地域のうち、知事が指定する区域	
	東名高速道路及び東海道新幹線の全区間、道路及び鉄道のうち、知事が指定する区間	
	道路から1,000メートル以内の地域のうち知事が指定する区域	
〔その他の規制地域〕		
1. 文化財保護法により指定された建造物の周囲50m以内の地域、史跡、名勝、天然記念物の地域		
2. 静岡県文化財保護条例により指定された建造物の周囲50m以内の地域、史跡、名勝、天然記念物の地域		
3. 都市公園及びカントリーパーク		
4. 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の敷地内		
普通規制区域		道路及び鉄道のうち、知事が指定する区間
		道路から1,500メートル以内の地域のうち知事が指定する区域
		河川、湖沼、海岸又はこれらから500メートル以内の地域のうち、知事が指定する区域
		用途地域 下記以外の用途地域 商業地域、容積率300%以上の近隣商業地域